

第28章 紛争解決章

1. 紛争解決章の概要

本協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争等を解決する際の手続について規定。

2. 主要条文の概要

○ 適用範囲（第28.3条）

本章の規定が適用される範囲について規定。

○ 場の選択（第28.4条）

申立国は、本協定及び紛争当事国が締結している他の国際貿易協定の下で紛争が生ずる場合には、当該紛争を解決するための場を選択することができる旨、並びに申立国がパネル若しくは当該他の国際貿易協定に基づく他の裁判所の設置を要請した場合等には、選択した場以外の場を利用してはならない旨を規定。

○ 協議（第28.5条）

締約国は、第28.3条に定める問題について、他の締約国との協議を書面により要請することができること等を規定。

○ あっせん、調停及び仲介（第28.6条）

締約国は、あっせん、調停、仲介等紛争解決の代替的な方法を任意にとることをいつでも合意することができること等を規定。

○ パネルの設置（第28.7条）

協議国が問題を特定の期間内に解決することができない場合には、協議を要請した締約国は、パネルの設置を要請することができること等を規定。

○ パネルの構成（第28.9条）

パネルの構成、パネルを構成するために適用する手続等について規定。

○ パネルの構成員の資格（第28.10条）

パネルの構成員は、法律、国際貿易等についての専門知識又は経験を有すること等を規定。

○パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿（第28.10条）

本協定が効力を生ずる締約国は、効力発生の日の後120日以内に、パネルの議長の選出のために使用される登録簿を作成すること等を規定。

○パネルの任務（第28.11条）

パネルは、世界貿易機関（WTO）の紛争解決機関によって採択される小委員会及び上級委員会の報告における関連する解釈について検討すること等を規定。

○パネルの手続規則（第28.12条）

パネルの手続規則が確保する内容を規定。

○第三国の参加（第28.13条）

紛争当事国でない締約国であって、パネルに付託される問題について利害関係を有すると認めるものは、パネルに対して口頭により意見を表明する権利を有すること等を規定。

○最終報告書の実施（第28.18条）

パネルが最終報告書において問題となっている措置が本協定に基づく締約国の義務に適合しないこと等を決定する場合には、被申立国は、可能な限り、その違反又は無効化若しくは侵害を除去すること等を規定。

○未実施（代償及び利益の停止）（第28.19条）

被申立国は、申立国からの要請があるときは、相互に受け入れることができる代償を策定するため、申立国と交渉を開始すること、申立国は、申立国及び被申立国が代償について合意することができなかつた場合等には利益を停止することができること、被申立国が金銭による評価額を支払う意図を有する旨を申立国に対して書面により通報する場合には、申立国は利益を停止してはならないこと等を規定。